

昭和三十三年法律第三百三十八号

電話加入権質に関する臨時特例法

(質権の設定)

第一条 電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)以下「事業法」という。)附則第九条第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。)を有する者は、同条第一項の規定により事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)次項において「旧公衆法」という。)第三十八条の三第一項第一号に掲げる書類に該当する書類とみなして同項の規定を適用し、質権の登録は、電話加入権の譲渡の承認に該当するものとみなして同条第二項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と同条第一項第二号の差押え又は同項第三号の差押え若しくは仮処分との関係について準用する。

第二条 電話加入権を目的とする質権を取得することができる者は、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合及び政令で定めるその他の金融機関並びに信用保証協会及び事業協同組合に限る。ただし、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百条の規定により債権者に代位する者については、この限りでない。

(二重質の禁止)

第三条 同一の電話加入権は、二以上の質権の目的としていることができない。

(転質及び流質の禁止)

第四条 民法第三百四十八条及び商法(明治三十年法律第四十八号)第五百十五条规定は、電話加入権を目的とする質権には、適用しない。

(対抗要件等)

第五条 電話加入権を目的とする質権の設定、変更、移転又は消滅は、電話取扱局(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社又は同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)において電話に関する現業事務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。)に備える原簿に登録しなければ、会社その他の第三者に対抗することができない。

第六条 前条第一項の規定による質権の設定、変更、移転又は消滅の登録(以下「質権の登録」という。)の請求は、当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱う電話取扱局に対し、命令で定める。

第七条 前項の原簿及びその登録による事項は、政令で定める。

第八条 質権が設定されている電話加入権を有する者は、質権者の承諾がなければ、会社に対し書面をもつてしなければならない。

2

質権の登録を請求する書類は、事業法附則第九条の規定により、なおその効力を有することとされ、又はその例によることとされる事業法の規定により事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八条から第三十八条の三までの規定がなおその効力を有する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。

(質権者の範囲)

第二条 電話加入権を目的とする質権を取得することができる者は、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合及び政令で定めるその他の金融機関並びに信用保証協会及び事業協同組合に限る。ただし、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百条の規定により債権者に代位する者については、この限りでない。

(二重質の禁止)

第三条 同一の電話加入権は、二以上の質権の目的としていることができない。

(転質及び流質の禁止)

第四条 民法第三百四十八条及び商法(明治三十年法律第四十八号)第五百十五条规定は、電話加入権を目的とする質権には、適用しない。

(対抗要件等)

第五条 電話加入権を目的とする質権の設定、変更、移転又は消滅は、電話取扱局(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社又は同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)において電話に関する現業事務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。)に備える原簿に登録しなければ、会社その他の第三者に対抗することができない。

第六条 前条第一項の規定による質権の設定、変更、移転又は消滅の登録(以下「質権の登録」という。)の請求は、当該電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱う電話取扱局に対し、命令で定める。

第七条 前項の原簿及びその登録による事項は、政令で定める。

て、電話加入権に係る契約の解除、電話加入権の譲渡の承認の請求又は総務省令で定める契約の内容の変更の請求をすることができない。

(会社の通知義務)

第九条 会社は、質権が設定されている電話加入権に係る契約の解除をしようとするときは、その解除をする日から十日前までに、当該契約の内容で総務省令で定めるものを変更したときは、速やかに、質権者にその旨を通知しなければならない。

(質権実行の手続)

第十条 質権者が電話加入権を目的とする質権の実行をする場合においては、裁判所は、質権者の申立てにより、当該電話加入権に対する差押命令において、会社に対し、一月以内の期間を限り、当該電話加入権に係る契約による電気通信役務の提供を停止すべきことを命ずることができる。

第十一條 質権者が電話加入権を目的とする質権の実行をする場合においては、裁判所は、質権者の申立てにより、質権者に当該電話加入権の換価をさせることができる。ただし、質権者が信託の提供を停止すべきことを命ずることができる。

第十二条 質権者は、前項の規定による換価をする場合においては、当該電話加入権について鑑定人の評価を経ることを要しない。ただし、裁判所の特別の指示がある場合は、この限りでない。

(返還金に対する物上代位)

第十三条 質権者は、前項の規定により供託された返還金に対して、その権利を行うことができる。

(手数料)

第十四条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第十五条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第十六条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第十七条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第十八条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第十九条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十一条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十二条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十三条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十四条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十五条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十六条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十七条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十八条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第二十九条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十一条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十二条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十三条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十四条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十五条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十六条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十七条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

第三十八条 第五条第一項の規定による質権の設定、変更若しくは移転の登録をしようとする者

附 則 (昭和三八年三月二八日法律第三二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一三日法律第三三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月二九日法律第四三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月三〇日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年四月一日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月二九日法律第六三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月二九日法律第六三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第六八七号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

<p>その他の行為又は旧公社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により会社がした行為又は会社に対してされた行為とみなす。</p> <p><b>第二十八条</b> 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p><b>第二十九条</b> 附則（平成四年六月二六日法律第八七号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>（政令への委任）</p> <p>（その他の行為とみなす）</p> <p>（政令で定める）</p>	<p>（施行期日）</p> <p>（その他の行為とみなす）</p>

<p>（政令への委任）</p> <p>（その他の行為とみなす）</p> <p>（政令で定める）</p>	<p><b>第三十条</b> 附則（平成九年六月二〇日法律第九八号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><b>第三十一条</b> 施行日前に前条第三項の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特例法により会社がした質権の設定等の登録その他の行為又は会社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同項の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により東会社若しくは西会社がした行為又は東会社若しくは西会社に対してされた行為とみなす。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>（その他の行為とみなす）</p> <p>（政令で定める）</p>	<p>（施行期日）</p> <p>（その他の行為とみなす）</p>

<p>（施行期日）</p> <p>（その他の行為とみなす）</p> <p>（政令で定める）</p>	<p><b>第三十二条</b> 附則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条から第十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（处分等に関する経過措置））</p>
<p>（施行期日）</p> <p>（その他の行為とみなす）</p> <p>（政令で定める）</p>	<p>（施行期日）</p> <p>（その他の行為とみなす）</p>

（その他の経過措置の政令への委任）

（その他の経過措置の政令への委任）

（その他の経過措置の政令への委任）

（その他の経過措置の政令への委任）

（その他の経過措置の政令への委任）

（その他の経過措置の政令への委任）

（その他の経過措置の政令への委任）